

**令和4年度 ライフサイエンスベンチャー創出支援事業  
「KYOTO発起業家育成プログラム」募集要項**

**1 事業の目的**

京都市におけるライフサイエンス関連産業の育成を図るため、ライフサイエンス分野（先端医療技術、医療機器、ヘルスケア、福祉・介護等）においてベンチャーの起業を目指す人材に対し、ビジネスモデル構築等の支援を行い、新産業を創出することを目的としています。

**2 プログラムの内容**

自ら起業する意欲を持つ人材を対象に、ライフサイエンス分野における大学等の技術シーズをテーマとしたビジネスモデルを構築し起業につなげていくため、起業経験者による助言等、起業に向けた実践的な支援を行います。

**3 申請要件**

ライフサイエンス分野において、京都市内で令和6年3月末までに、大学等の技術シーズをテーマとした新たなベンチャー起業を目指す方

**4 支援内容**

(1) メンターによるハンズオン支援 (※1, 2)

ライフサイエンス分野において、ベンチャー起業経験のあるメンター等によるビジネスプランのブラッシュアップ、メール等による随時相談対応

(※1) メンター

課題解決に向けた作業の進め方や考え方、起業家としての心構えなど、支援対象者の業種・業態・成長フェーズを踏まえて、総合的な助言を与える者

(※2) ハンズオン支援

経営課題を抱える中小企業などを対象に経験豊富な専門家を派遣し、さまざまな経営アドバイスを提供すること。

(2) 専門家派遣

弁護士、弁理士等との個別相談（随時、回数上限あり）

(3) 資金調達手法や調達先に関する個別相談の手配（随時、回数上限あり）

(4) ビジネスプラン構築にかかる調査レポートの提供（随時、回数上限あり）

(5) インキュベーション施設等の紹介（随時）

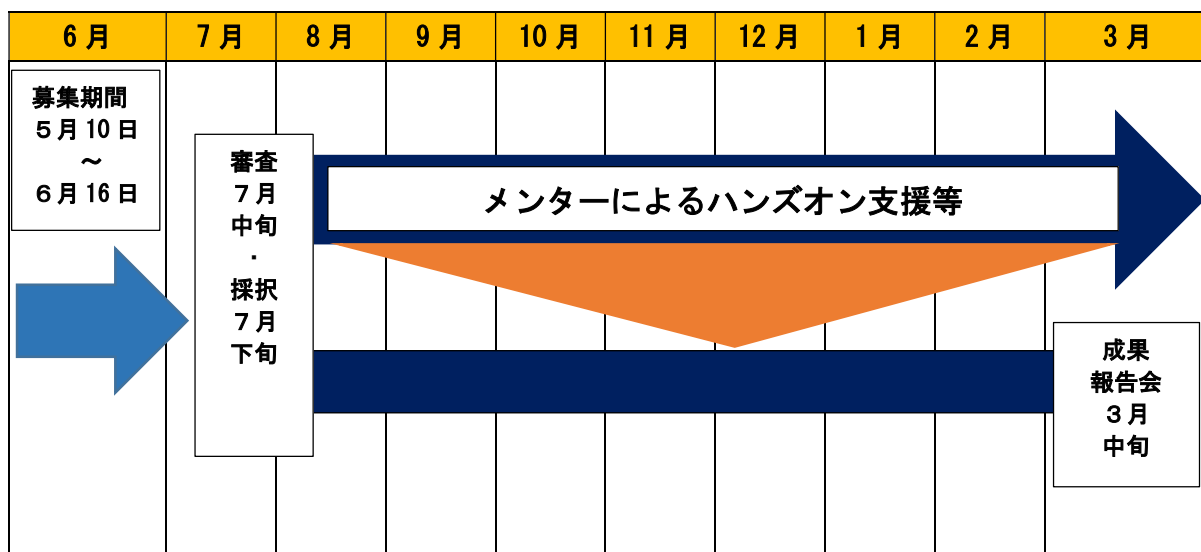
## 5 参加者の義務

- (1) 令和6年3月末までに京都市内での創業登記を目指すこと。
- (2) メンターとの月1回程度の面談（進捗報告，課題共有）を行うこと。  
（面談にはメンター以外に，事務局が同席することがあります。）
- (3) 成果報告会での発表及び報告書（兼発表資料）の作成を行うこと。  
成果報告会は令和5年3月に開催予定です。  
（本プログラム参加者全員による発表を予定。ベンチャーキャピタル，金融機関等の外部者も参加予定。）
- (4) 支援期間終了後3年間は，創業の状況や雇用，利益等に関する京都市からの照会に対して回答すること。

## 6 事業のスケジュール

本事業の支援対象期間は，支援対象者決定日から令和5年3月末日までを予定しています。

メンターによる個別相談や専門家派遣等は，原則として当財団営業日，営業時間内の対応となります。



## 7 採択件数

3件程度

## 8 募集期間

令和4年5月10日（火）～6月16日（木）17：00必着

## 9 申請書類・提出方法

(1) 申請書類は以下の2点です。

- ①令和4年度ライフサイエンスベンチャー創出支援事業  
「KYOTO発起業家育成プログラム」申請書(様式1号)
- ②ビジネスプラン概要書(様式2号)

(2) 提出方法

上記9(1)の書類①, ②を以下のメールアドレス宛, 電子メールで提出してください。 ※

提出先メールアドレス: ikouyaku@astem.or.jp

件名: KYOTO 発起業家育成プログラム申請

ご提出後, 土, 日を除き24時間以内に事務局から受付通知のメールをお送りします。  
予め ikouyaku@astem.or.jp のアドレスが届くよう設定しておいてください。  
受付通知のメールが届かない場合は, 受理できていない可能性がありますので,  
その場合は, お電話等で下記事務局にご確認下さい。

※今年度から提出方法は, 電子メールのみとしています。ご注意ください。

## 10 審査・採択

(1) 審査

提出書類について, 以下の審査基準により, 書面審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査につきましては, 申請受付後に詳細をご案内します。審査はいずれも非公開で行います。審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準(評価のポイント)

- ・ライフサイエンス分野において起業に向けた独自のアイデアや技術等を有するか
- ・令和6年3月末までに京都市内でベンチャー企業の設立を目指しているか
- ・成長が期待される先進的なビジネスプランであるか
- ・事業化の実現に不可欠なシーズ等を保有, 又は保有する見込みであるか
- ・製品・サービス等の事業化計画を有しており, 推進体制の構築が可能であるか
- ・京都市経済への波及効果が高い事業計画であるか

(3) 採択

採択・不採択については, 令和4年7月下旬に, 当財団から申請者へ通知します。

なお, 採択されたビジネスプランについては, 当財団ホームページ等によりその概要等について可能な範囲で公表します。

## 11 フォローアップ

支援期間終了後3年間, 事業成果の普及やフォローアップなどを目的として起業状況

について事務局がヒアリングを行います。

## 1.2 留意事項

### (1) 複数提案の制限

1人が複数の提案を行うことはできません。

### (2) 反社会的勢力の排除

参加者について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者と判明した場合、不採択とします。また、採択後であっても、採択を取り消します。

## 1.3 事務局・問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 京都市ライフイノベーション創出支援センター  
〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

京都大学医学部附属病院先端医療機器開発・臨床研究センター 507号室

TEL: 075-950-0880 E-mail: ikouyaku@astem.or.jp

\*受付時間: 午前9時～正午, 午後1時～午後5時 (祝日を除く月曜日から金曜日)

## 【個人情報の取扱いについて】

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。詳しくは、<https://www.astem.or.jp/privacypolicy> をご参照ください。

なお、申請者の個人情報に関する利用目的等については以下に記載しております。必ずご確認ください。

### (1) 個人情報の利用目的

本事業で知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

- ① 本事業の審査を行う目的で、名簿作成及び審査後の各種連絡、支援等に使用します。
- ② 本事業の終了後、成果把握や関連事業のご案内を行う目的で、名簿等の資料作成や本事業に関する各種連絡に使用します。

### (2) 個人情報の提供について

本事業は、京都市の委託事業で実施するものです。事業実施報告のため、ご氏名・ご所属等を京都市へ提供することがあります。また、以下の場合を除き第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。

- ① ご本人の同意がある場合
- ② 法令に基づき提供を求められた場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 国、地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

### (3) 個人情報の委託について

本事業を遂行するため、就任承諾書を提出した審査員及びメンター等へ個人情報を委託します。それ以外は、外部に個人情報を委託することはありません。

### (4) 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などをご希望の場合

ご提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、ご利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲でご希望に応じます。

下記の問合せ先へご連絡ください。

### (5) 個人情報提供の任意性

個人情報のご提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部をご提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

### (6) 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報保護管理者：総務部長

お問合せ先：公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

Tel：075-315-3625（代）（受付時間：平日〈月～金〉※祝祭日を除く〉9：00～17：00）

Fax：075-315-3614 E-mail：info@astem.or.jp URL：https://www.astem.or.jp

（以 上）